

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様、従業員などの利害関係者(ステークホルダー)からいただく安心と信頼のもとに成り立つ地域密着型のビジネスを展開しており、サービス型小売業として地域社会に受け入れられ、広くご愛顧をいただくために以下の3つを事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に、取締役・執行役員及び従業員のコンプライアンス(法令遵守)はもとより、地域社会のよき一員として、企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)を踏まえた事業活動を行います。

第二に、ステークホルダー(とりわけ株主様)から見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともにステークホルダーに向けたアカウンタビリティ(説明責任)を全ういたします。

第三に、迅速かつ的確な意思決定と強力な業務執行を行うトップマネジメント体制づくり及び現場情報とステークホルダーのご意見ご要望がタイムリーにトップマネジメントに達する社内コミュニケーションの向上に努めます。

当社グループではこれらを確実に機能させるための経営監視体制構築がコーポレートガバナンスの課題でもであると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1-3】

当社は、現時点では最高経営責任者(CEO)等の後継者の計画は策定していませんが、取締役会の下に設置している社外取締役及び社外監査役並びに代表取締役から構成されるマネジメント・ディスカッションミーティングにおいては、当社にとってふさわしい後継者計画と経営陣幹部の監督について議題項目としており、後継者候補の育成についても議論しております。

【補充原則4-10-1】

当社は、任意の指名委員会・報酬委員会など独立した諮問委員会を設置していませんが、取締役会の下に設置している社外取締役及び社外監査役並びに代表取締役から構成されるマネジメント・ディスカッションミーティングにおいて、経営上重要な課題について意見交換を行い、社外取締役及び社外監査役の適切な関与・助言を得ております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社では、単なる安定株主としての政策保有はいたしません。ただし、中長期的視点から成長性、収益性、取引関係強化等の保有意義及び経済合理性(リスク・リターン)があると判断される場合のみ保有いたします。保有する株式については、取締役会で個別銘柄毎にその保有の適否を検証し、保有意義及び経済合理性が乏しいと判断される銘柄を中心に縮小を図ります。

また、保有する上場株式の議決権行使は、原則として当該株式発行会社の取締役会の判断を尊重し、当該議案が当社グループの企業価値向上に不利益を及ぼすと考えられる場合、または明らかに株主共同の利益を害すると考えられる場合を除き、肯定的な議決権行使をいたします。

【原則1-7】

当社では、役員や主要株主等との取引を行う場合、取締役会規程等の会社規程に基づき当該取引について取締役会の承認決議を行っております。

また、取締役会の承認を受けて実行された取引の内容や、担当部門が毎年1回定期的に実施する関連当事者間の取引に関する調査結果を取締役に報告しております。

【原則2-6】

当社は、従業員への年金給付を将来に亘り確実にを行うため、リスクを勘案しつつ、必要とされる総合収益の長期的な確保を目的に企業年金の積立金を運用しております。

企業年金の運用にあたっては、人事部門が主管となり適切な知識をもった事務担当者が定期的にモニタリングし、必要に応じて策定した資産構成割合の見直しを行っております。また、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反についても適切に管理しております。

【原則3-1(1)～(5)】

(1)当社では、経営理念として『効用の提供と完全販売によるお客様第一主義の実現』を掲げ、当社ホームページで開示しております。

(<https://www.edion.co.jp/corporate/rinen.php/>)

また、経営計画については、決算説明会資料などを当社ホームページで開示しております。

(<https://www.edion.co.jp/ir/tanshin.php/>)

(2)当社は、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様、従業員などの利害関係者(ステークホルダー)からいただく安心と信頼のもとに成り立つ地域密着型のビジネスを展開しており、サービス型小売業として地域社会に受け入れられ、広くご愛顧をいただくために以下の3つを事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に、取締役・執行役員及び従業員のコンプライアンス(法令遵守)はもとより、地域社会のよき一員として、企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)を踏まえた事業活動を行います。

第二に、ステークホルダー(とりわけ株主様)から見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともにステークホルダーに向けたアカウンタビリティ(説明責任)を全ういたします。

第三に、迅速かつ的確な意思決定と強力な業務執行を行うトップマネジメント体制づくり及び現場情報とステークホルダーのご意見ご要望がタイ

ムリーにトップマネジメントに達する社内コミュニケーションの向上に努めます。

(3) 役員報酬については、金銭による基本報酬と業績連動報酬に加えて、株式報酬を導入しております。基本報酬額については役位、在任期間、会社への貢献度等を勘案し、業績連動報酬額については業績目標の達成度に応じて、株式報酬については株主総会で報酬枠の承認を受けた後に、取締役会にて個別の割当決議を行います。これらの報酬により、企業価値の持続的な向上に対するインセンティブを与え、役員との長期安定的な株式保有の促進と株主の視線に立脚した経営意識の醸成を図ります。

(4) 取締役・監査役候補者の指名及び経営陣幹部の選解任方針と手続

<方針>

取締役・監査役候補者及び経営陣幹部(執行役員)を決定する際には、以下の事項を考慮いたします。

- ・識見、実績、能力をもっていること
- ・高い倫理観をもっていること
- ・当社グループの企業理念の実現に向けて行動できること

社外取締役及び社外監査役については、これらに加え、以下の事項についても考慮いたします。

- ・専門的知識や豊富な経験を有していること
- ・独立かつ客観的な視点で取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する助言ができること

以下のいずれかの事項に該当した場合には、解任事由といたします。

- ・法令もしくは定款その他当社グループの規程に違反して、当社グループに多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせたこと
- ・職務執行に著しい支障が生じたこと
- ・反社会的勢力と不正な関係が認められること
- ・選任基準の各要件を欠くことが明らかとなったこと

<手続>

取締役会において、指名または解任方針に基づき、社外取締役及び社外監査役の公正で第三者的立場からの視点・助言を踏まえ、取締役・監査役の就任または解任候補者の検討を行い、決議により指名します。また、経営陣幹部(執行役員)につきましても、同様の手続を経て選解任の決議をいたします。

(5) 取締役及び監査役候補の選解任理由は、適時開示または株主総会招集通知等に記載いたします。また、主要な経営陣幹部(執行役員)の選解任につきましても、適時開示いたします。

[補充原則4-1-1]

取締役会の決議事項及び報告事項は、法令又は定款で定められた事項のほか、経営方針等の経営に関わる重要な意思決定等、取締役会規程に定めております。具体的には、リスクを伴う一定金額以上の経営計画や重要な投資に関する事項などの連結業績に多大な影響を与える事項、重要な人事に関する事項等としております。

また、経営陣に対する委任の範囲については、業務分掌及び職務権限規程を定めて明確にしております。

[原則4-9]

当社は、会社法や証券取引所が定める基準に加え、以下に定める当社独自の独立性基準を設けております。

また、独立性基準の要件を満たすことに加え、専門的な知識と豊富な経験を有し、取締役会において自由闊達で建設的な議論・意見交換が期待できる人物を選定しております。

<独立性基準>

以下に定める基準のいずれにも該当しない者

- (1) 現在又は過去において当社又はその子会社の業務執行者
- (2) 当社の直近の株主名簿において持株比率10%以上の大株主又は大株主である団体に現に所属している業務執行者
- (3) 直近の3事業年度において、当社との取引総額が一度でも連結売上高の2%を越える取引先及びその連結子会社に現に所属している業務執行者
- (4) 直近の3事業年度において、当社から役員報酬以外に平均して年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、会計監査人もしくは顧問契約先(それらが法人、組合等の団体である場合は、その団体に現に所属している業務執行者)
- (5) 直近3事業年度において、年間1,000万円又は売上高もしくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を当社から受けている団体等の理事その他業務執行者
- (6) (2)～(5)の団体又は取引先に過去に所属していた場合、その団体又は取引先を退職後1年を経過していない者
- (7) 当社又は(1)～(5)の業務執行者の配偶者又は二親等以内の親族

[補充原則4-11-1]

取締役会は、中長期的な企業価値の向上や適切なリスク管理を行うため、各部門を担当する業務執行者及び専門的な知識と豊富な経験に基づき独立的・客観的な視点を提供する独立社外取締役等で構成し、自由闊達な議論と意思決定の迅速化を重視した規模としております。

また、取締役の選任方針・手続については、【基本原則3 1(4)】に記載のとおりであります。

[補充原則4-11-2]

取締役・監査役の兼任状況については、円滑に職務が遂行できていることを毎年確認しております。

取締役・監査役が各会議体に出席していることや各部門との意見交換会を開催する等、当社の職務執行に十分な時間を確保していることから総合的に判断して兼任状況は合理的範囲内と認識しております。

また、取締役・監査役の主な兼任状況は、株主総会招集通知の参考書類、事業報告等に記載するとともに、当社ホームページで開示しております。(https://www.edion.co.jp/ir/)

取締役会は、2017年度における取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施いたしました。その方法及び結果の概要は以下に記載のとおりです。

1. 対象者

全取締役(13名)及び全監査役(3名)

2. 実施方法

2018年3月から4月にかけて「取締役会評価アンケート」に基づき全対象者が自己評価を実施いたしました。

3. 質問内容

取締役会の構成

取締役会の審議、意思決定プロセス

取締役会による職務遂行状況等の監督

取締役会の運営状況

取締役・監査役に対する情報提供、トレーニング

4. 評価方法

取締役会事務局が対象者の自己評価結果をまとめ、2018年5月に社外取締役及び社外監査役並びに代表取締役から構成されるマネジメント・ディスカッションミーティングに報告・議論後、同年6月に取締役会において分析・評価を実施いたしました。

5. 評価結果の概要

取締役会全体の実効性に関する分析・評価の結果、取締役会の構成、取締役会の運営状況、取締役の職務遂行状況等において、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されていることを確認いたしました。

< 昨年度からの改善点 >

審議及び意思決定プロセスにおける十分な情報提供とその準備については総じて改善し、業務の効率化及び適正化の観点から議論が十分に尽くされていることを確認しました。

< 課題点 >

中長期的な企業価値の向上を意識した審議と、取締役会で決議された業務執行の結果評価をその後の審議に活かすことについては、昨年に引き続き改善が必要であると評価がなされました。今回の評価結果を踏まえ、引き続き取締役会のさらなる実効性の確保及び機能向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2】

取締役及び監査役が期待される役割・責務を適切に果たし、企業価値の向上やコンプライアンスの徹底を目的としたトレーニングを実施する方針です。

具体的には、外部教育訓練の受講や、当社の店舗・物流拠点・子会社等の現場視察等、取締役及び監査役の業務を行うにあたって必要な知識を習得する機会を提供しております。

【原則5-1】

当社ではIR担当を設置しており、担当取締役が主となり、株主からの対話には合理的な範囲で前向きに対応しております。

また、インサイダー情報の管理に留意し、フェア・ディスクロージャー・ルールに則って、株主や投資家との対話を実施しております。

機関投資家向けには決算説明会を、個人株主向けには証券会社の個別説明会等を開催し、説明会における株主の意見等は経営陣へ定期的に報告のうえ、今後の経営に活かしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社LIXILグループ	8,961,000	8.00
エディオングループ社員持株会	7,812,751	6.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,727,300	6.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,544,900	5.84
株式会社ダイイチ	3,449,494	3.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,374,300	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,259,100	2.01
久保允誉	2,060,300	1.83
株式会社エディオン	1,885,591	1.68
第一生命保険株式会社	1,811,648	1.61

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
石橋省三	他の会社の出身者													
高木施文	弁護士													
中川有紀子	他の会社の出身者													
金子悟士	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石橋省三			長年にわたる企業経営の経験を活かし、公正な立場で意見を述べるなど、社外取締役として適切に職務遂行を行っております。 なお、同氏は証券取引所の定める独立役員の基準を満たし、かつ当社独自の独立性基準を満たしていることから、独立性は保たれております。

高木施文		弁護士としての専門的知識を活かし、自己の見識により意見を述べるなど、社外取締役として適切に職務遂行を行っております。 なお、同氏は証券取引所の定める独立役員 の基準を満たし、かつ当社独自の独立性基準 を満たしていることから、独立性は保たれてお ります。
中川有紀子	中川有紀子氏は、当社の主要な取引先で ある三井住友信託銀行株式会社に1988 年4月に入社し、1994年7月に退社して おります。	人事部門における豊富な経験と学識者として の知見を活かし、自己の見識により取締役会 などで適時意見を述べるなど、社外取締役と して適切に職務遂行できると判断し、選任いた しました。 なお、同氏は証券取引所の定める独立役員 の基準を満たし、かつ当社独自の独立性基準 を満たしていることから、独立性は保たれてお ります。
金子悟士		情報システム部門における豊富な経験と企業 経営における経験と知見を活かし、自己の見 識により取締役会などで適時意見を述べるな ど、社外取締役として適切に職務遂行できると 判断し、選任いたしました。 なお、同氏は証券取引所の定める独立役員 の基準を満たし、かつ当社独自の独立性基準 を満たしていることから、独立性は保たれてお ります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は定期的に会計監査人と会合を行い監査計画、監査実施状況及び監査で指摘された問題点等について報告を受けるとともに、監査に関
する情報の共有と意見交換を行っております。

また、監査役は定期的に内部監査室と会合を行い、内部監査計画、体制、内部監査実施状況及び監査で指摘された問題点等について情報を
得るとともに、必要に応じて内部監査室スタッフに対して監査役監査の補佐に関する指示を与えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
竹原相光	公認会計士													
福田有希	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹原相光			<p>会計士としての専門的知識を活かし、自己の見識により取締役会などで適時意見を述べるなど、社外監査役としての役割を果たしております。</p> <p>なお、同氏は証券取引所の定める独立役員の基準を満たし、かつ当社独自の独立性基準を満たしていることから、独立性は保たれております。</p>
福田有希			<p>会計士及び税理士としての専門的知識を活かし、自己の見識により取締役会などで適時意見を述べるなど、社外監査役としての役割を果たしております。</p> <p>なお、同氏は証券取引所の定める独立役員の基準を満たし、かつ当社独自の独立性基準を満たしていることから、独立性は保たれております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

金銭報酬については、業績目標の達成度に応じて、取締役会で協議の上、代表取締役に一任して決定いたします。企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社株式の長期継続的な株式保有の促進を目的として、取締役(社外取締役を除く)及び上席執行役員に対して譲渡制限付株式報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

会社法の規定により事業報告にて総額を開示し、金融商品取引法の規定により有価証券報告書においては報酬総額1億円以上の該当者につき開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、金銭による基本報酬と業績連動報酬に加えて、株式報酬を導入しております。基本報酬額については、役位、在任期間、会社への貢献度等を勘案し、業績連動報酬額については業績目標の達成度に応じて決定します。株式報酬については、株主総会で報酬枠の承認を受けた後に、取締役会にて個別の割当決議を行います。これらの報酬により、企業価値の持続的な向上に対するインセンティブを与えとともに、役員の大長期安定的な株式保有の促進と株主の視線に立脚した経営意識の醸成を図ります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は総務統括部スタッフが、社外監査役は監査役室専従スタッフと内部監査室がそれぞれ職務に応じて補佐しており、専従スタッフの人選については総務・人事担当取締役と監査役が協議して決定します。また、社外取締役・社外監査役に対しては取締役会の議案に関する資料を事前に送付するとともに必要に応じて趣旨説明を担当役員から行っており、定期的開催する経営会議については開催日程を予め示すとともに議事録も都度送付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行に係る事項

当社は取締役が各業務執行部門の最高責任者を兼務していることにより、互いの業務執行に関する情報共有、業務の品質の標準化及び相互点検を恒常的に実現する体制を確立しております。

また、各子会社については社長と当社取締役との密接なコミュニケーションの下で情報共有、業務品質の標準化及び相互点検を行い、グループ経営に重大な影響を与える経営課題への対応方針は取締役会の決議を経て(必要ある場合は当社取締役、上席執行役員から構成する経営会議を経て)子会社に示達されます。

2. 監査・監督に係る事項

(1) 監査・監督に関する体制

当社は社外取締役4名、社外監査役2名を選任しております。社外取締役は自身の経験と知見から取締役会などにおいて公正な立場から意見・助言を述べるなど、ガバナンス向上へ資すると考えております。

また、2名の社外監査役を含む3名の監査役からなる監査役会が客観的、中立の監査を実施しております。

これら社外取締役と監査役の連携により、経営監督機能を強化しております。

なお、社外取締役及び社外監査役6名はそれぞれ財務・会計・法務に関する専門家としての知見又は企業経営・金融・人事・情報システムの実務経験からなる知見を有しており、いずれも証券取引所の定める独立役員の基準を満たし、かつ当社独自の独立性基準を満たしております。

(2) 監査・監督機能の強化に関する取組み状況

取締役及び監査役は、職務の遂行にあたり、必要に応じて関連部門に情報や資料の提供を求め、情報提供を求められた関連部門は、速やかに該当する情報や資料の報告を行っております。

取締役については取締役会事務局である総務統括部スタッフがその支援を行ない、監査役については監査役室専従スタッフと内部監査室スタッフが支援に当たる体制としており、社外取締役及び社外監査役においても同様な体制で支援しております。

3. 取締役・監査役の指名及び経営陣幹部の選解任並びに取締役・監査役の報酬等に係る事項

(1) 取締役・監査役候補者の指名及び経営陣幹部の選解任方針と手続

< 方針 >

取締役・監査役候補者及び経営陣幹部(執行役員)を決定する際には、以下の事項を考慮いたします。

- ・ 識見、実績、能力をもっていること
- ・ 高い倫理観をもっていること
- ・ 当社グループの企業理念の実現に向けて行動できること

社外取締役及び社外監査役については、これらに加え、以下の事項についても考慮いたします。

- ・ 専門的知識や豊富な経験を有していること
- ・ 独立かつ客観的な視点で取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する助言ができること

以下のいずれかの事項に該当した場合には、解任事由といたします。

- ・ 法令もしくは定款その他当社グループの規程に違反して、当社グループに多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせたこと
- ・ 職務執行に著しい支障が生じたこと
- ・ 反社会的勢力と不正な関係が認められること
- ・ 選任基準の各要件を欠くことが明らかとなったこと

< 手続 >

取締役会において、指名または解任方針に基づき、社外取締役及び社外監査役の公正で第三者の立場からの視点・助言を踏まえ、取締役・監査役の就任または解任候補者の検討を行い、決議により指名します。また、経営陣幹部(執行役員)につきましても、同様の手続を経て選解任の決議をいたします。

(2) 取締役・監査役の報酬等の内容及び手続

取締役の報酬については、金銭による基本報酬と業績連動報酬に加えて、株式報酬を導入しております。

基本報酬額については、役位、在任期間、会社への貢献度等を勘案し、業績連動報酬額については業績目標の達成度に応じて決定します。

株式報酬については、株主総会で報酬枠の承認を受けた後に、取締役会にて個別の割当決議を行います。

業績連動報酬額については業績目標の達成度に応じて、取締役会で協議の上、代表取締役に一任して決定いたします。

監査役の報酬については、株主総会における報酬総額の決議後、決議された総額を上限に個別金額を監査役の協議によって決定します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役4名、社外監査役2名を選任しております。

経営の意思決定機能と、業務執行を監督する機能を持つ取締役会において、社外取締役は自身の経験と知見を踏まえ公正な立場から意見・助

言を述べることで、ガバナンス向上に資すると考えております。

また、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。

さらに、取締役会の下に設置している社外取締役及び社外監査役並びに代表取締役から構成される「MDM(マネジメント・ディスカッションミーティング)」において、経営上重要な課題について意見交換を行い、社外取締役及び社外監査役の適切な関与・助言を得ております。

これら社外取締役及び社外監査役が積極的に活動することにより、外部からの客観的、中立的な経営監視機能を強化し、ガバナンス向上が図られていることから、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より7日程度早期発送
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使が可能
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームへ参加

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて公表	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回程度開催予定	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度開催予定	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年1回程度開催予定	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、月次速報などを掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部に担当者を設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「エディオングループ倫理綱領」を平成16年12月に制定
環境保全活動、CSR活動等の実施	広島・名古屋にて育樹活動に参加。 店舗等照明のLED化を推進。 一部大型店舗に太陽光発電パネルを設置。 子会社である株式会社イー・アール・ジャパンでの使用済小型家電製品等の再資源化。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー・ポリシーを策定し、当社ホームページにて公表

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの状況及び整備方針については次のとおりです。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役及び従業員が、法令・社会倫理を遵守するよう「エディオングループ経営綱領」及び「エディオングループ倫理綱領」を策定のうえ周知し、その徹底を図る。
- (2)当社代表取締役が指名する取締役をコンプライアンス委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス委員長が指名した者を委員として構成する。コンプライアンス委員長は必要に応じて会議を開催しコンプライアンス体制の強化に努める。また、重要事項については、「コンプライアンス委員会」から取締役会へ報告することとする。
- (3)コンプライアンス委員長の判断により、弁護士事務所やその他の専門家との顧問契約を締結し、コンプライアンスに関する適切なアドバイスを受けるものとする。
- (4)コンプライアンス違反の早期発見と再発防止を目的として「内部通報規程」に基づく社内外の相談専用窓口(ホットライン)を設置し、運用する。
- (5)「コンプライアンス委員会」から全社に向けた定期的な情報提供や従業員研修を継続的に実施することにより、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の啓発を行う。
- (6)決算情報等の財務報告について信頼性を担保し、金融商品取引法並びに金融庁が定める「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」等の関連諸法令及び規則を遵守するため、内部監査部門を設置し、「内部統制規程」に基づき適切に運用する。
- (7)取扱商品・サービスの広告表示に係る法令遵守のため、表示管理に関する責任者を広告宣伝部門内に設置し、関連諸法令の周知、啓発を行う。
- (8)反社会的勢力に対しては「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」を定め、取締役及び従業員が一丸となってこれを遵守し、断固とした姿勢で関係を遮断するよう、厳正に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報(文書及び電磁的データ)の保存及び管理は、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理する。また、代表取締役が指名する取締役を委員長とする「情報セキュリティ委員会」を設置し、定期又は不定期に会議を開催する。「情報セキュリティ委員会」は個人情報及び企業機密の漏洩等に備えた体制を整備し、運用する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)経営上、重大な損失を被る可能性のある事項を迅速かつ的確に把握し、取締役会に付議又は報告することができるよう、各本部長に取締役又は執行役員を充てる。
- (2)代表取締役が指名する取締役を委員長とした「リスク管理委員会」を設置し、会議を定期又は不定期に開催する。「リスク管理委員会」は「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を運用することにより、コンプライアンス違反、不正経理、災害その他のあらゆるリスクを総括的に管理し、当社の損失の危険を回避、軽減する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、経営環境の見通しに基づいて、経営計画及び年度事業計画を審議し決定する。業務執行を担う取締役は、これらの計画に基づいて具体的な部門施策とその効率的な実施に向けた業務遂行を指揮する。また、これらの事業計画の予算に対する実績は月次にて集計管理し、各取締役及び取締役会にすみやかに報告されることとする。
- (2)取締役会の開催等に加えて、経営会議等、法令による設置義務のない会議体を設置し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行うことで、取締役の職務執行に資する体制を整備し、運用する。
- (3)取締役会は、組織再編及び必要の都度、各規程の見直しを行い、取締役及び職制の決裁権限を常に明確にするとともに、経営環境や経営計画に応じて決裁権限の強化又は委譲を行うこととする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、エディオングループの業務の適正を確保するために、以下の体制を整備し、運用することとする。なお、本基本方針でいう「子会社」は、会社法上の「子会社」を指し、持分法適用会社である関連会社は含めないものとする。

- (1)当社は、エディオングループ各子会社の業務の適正を確保するため、コンプライアンス等の基本的事項又は重要事項について、エディオングループ全体を対象とした社内規程を整備する。
- (2)エディオングループ各子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」に従い、各子会社が展開する事業に即した規程を整備し、それらを運用することで、各子会社の取締役等及び従業員が法令及び定款を遵守する体制を構築する。
- (3)当社は、エディオングループとしての基本的ルールを各子会社に遵守させるものとしつつ、各子会社の独自性、特性を踏まえた規程類を各子会社に整備させることで、グループ各子会社の取締役等の職務執行の効率化を図る。
- (4)「関係会社管理規程」に基づき当社が各子会社に従業員を出向させるなど、人材交流を図りコミュニケーションを活性化させることで、エディオングループ全体としての意思統一を図る。
- (5)当社の内部監査部門が、エディオングループ各子会社の内部監査部門と連携を図りながら法令、定款及び社内規程等への適合等の観点から監査を実施し、監査体制の強化を図る。
- (6)当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営に係る一定の重要事項については、子会社に対し、当社取締役会等へ定期的な報告を求めるとともに、特定の事項については当社の承認を必要とする旨を規定し、各子会社の経営を管理する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補佐するため、当社の業務組織体系から独立した専任の組織として、監査役室を設け、専任のスタッフ1名以上を配置する。なお、当該専任スタッフの人選については監査役会と協議し、取締役からの独立性に配慮する。また、当該専任スタッフは、当社の従業員として当社の就業規則に則り業務を行うこととするが、指揮命令権については、各監査役に属するものとし、また異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施することとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役に対して取締役及び従業員の報告すべき事項は、法定の事項に加え、監査役会の決定する「監査役会規程」に定めるものとし、取締役及び従業員は、かかる定めに従うものとする。なお、報告の方法等の運営事項については、「コンプライアンス委員会」と監査役の協議に基づいて決定する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役及び当社代表取締役は、各年度において定期的に会合を行い、エディオングループに関する全般及び監査役が重要と判断する事項について、意見交換を行うものとする。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて「コンプライアンス委員会」や経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社又はエディオングループ各子会社の取締役、監査役若しくは関係する従業員等に対して、説明を求めるものとする。
- (3) 当社は、監査役(監査役室スタッフを含む。以下、同じ。)の求めに応じて説明を行い又は自ら監査役に報告を行った当社又はエディオングループ各子会社の取締役、監査役若しくは従業員等に対して、不利益な取扱いを行わないものとする。
- (4) 監査役は、監査役会として当社の会計監査人から会計監査内容の報告を受けるとともに、会計監査人との間で定期的に監査に関する情報の交換を行うものとする。
- (5) 当社は、監査役が職務を執行するために必要となる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 「内部通報規程」に基づき社内外の相談専用窓口(ホットライン)を設置し、不正行為等の早期発見及び内部通報者の不利な扱いを禁止する体制を構築しております。また、「コンプライアンス委員会」を定期に開催し、不正行為等の予防及び再発防止策を講じるとともに、全社に向けた定期的な情報提供と社内研修を継続的に実施するなどコンプライアンス意識の啓発を行っております。さらに、「内部統制規程」に基づき内部統制の評価及び監査を実施し、決算情報等の財務報告について信頼性を担保しております。これらの体制により、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備し、運用しております。
- (2) 「文書管理規程」等の社内規程に基づき取締役の職務執行に係る情報を適切に保存しております。また、個人情報及び企業機密の漏洩や不正アクセス等に備えるため、「情報セキュリティ委員会」を定期に開催し、当社情報システムのセキュリティの強化策を講じております。これらの体制により、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備し、運用しております。
- (3) 「リスク管理規程」に基づき「リスク管理委員会」を定期に開催し、職務執行を行ううえで重大なリスクの分析を行い、損失の危険を回避、軽減ができる体制を構築しております。
- (4) 「取締役会規程」に基づき取締役会を定期に開催し、経営計画及び年度事業計画など経営に関する重要事項について、法令・定款への適合性及び業務の適正性の観点から審議し、決定しております。また、「業務分掌および職務権限規程」に基づき経営環境や経営計画に応じて、業務執行取締役に対し決裁権限を委ねるとともに、経営会議を定期に開催し、重要な事項について機動的かつ十分な審議を行い、業務執行取締役の迅速な意思決定をサポートしております。そのほか、取締役会の下に設置している社外取締役及び社外監査役及び代表取締役から構成されるMDM(マネジメント・ディスカッションミーティング)において経営上重要な課題に関する意見交換を行う体制を構築し、社外取締役及び社外監査役の適切な関与・助言を得ております。これらの体制により、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備し、運用しております。
- (5) 「関係会社管理規程」に基づき当社役員が子会社役員を兼任し、子会社経営を適切に指導・管理しております。また、子会社の経営に係る重要事項に関しては当社取締役会において決議・報告を必要とするとともに、その他の事項についても当社担当部門との調整を行っております。これらの体制により、企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。
- (6) 監査役の監査機能の強化を図るため、取締役からの独立性に配慮したスタッフ1名を配置しております。
- (7) 取締役及び使用人は、監査役が出席している取締役会のほか「コンプライアンス委員会」や経営会議等の重要な会議において、当企業グループの重要な情報について適時報告をしております。
- (8) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人並びに代表取締役との定期的な情報・意見交換を行い、円滑な監査業務の遂行を図っております。また、監査役が職務を遂行するために必要となる費用を当社が負担しております。これらの体制により、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」を定め、取締役及び従業員が一丸となってこれを遵守し、断固とした姿勢で関係を遮断するよう、厳正に対応いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

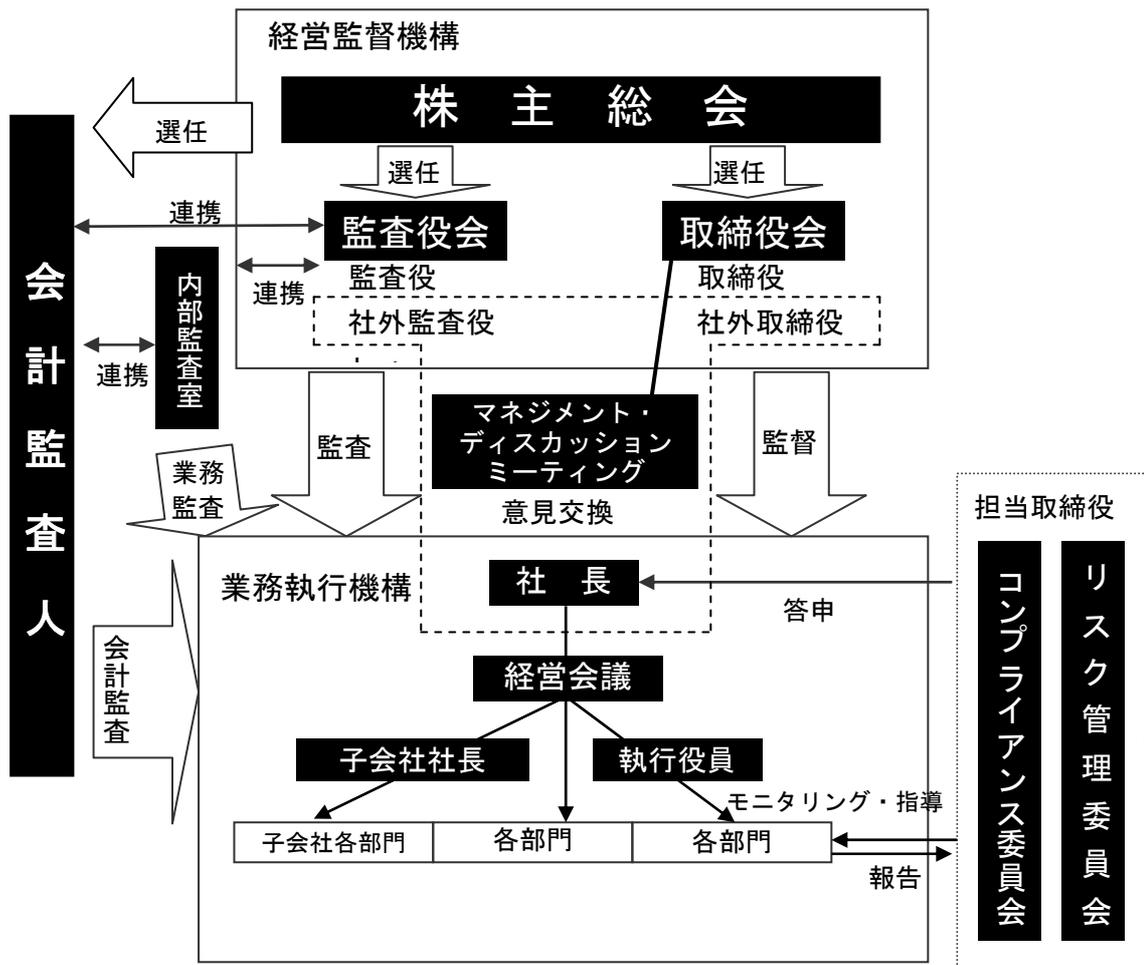
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図】



コンプライアンス体制図

